

○埼玉県都市公園条例	昭和三十六年九月二十九日条例第三十八号
改正	
昭和三十九年一二月一七日条例第九八号	
昭和四〇年一〇月一一日条例第五一号	
昭和四二年 九月一六日条例第四六号	
昭和四六年 三月一五日条例第二五号	
昭和四七年 三月三〇日条例第一四号	
昭和四七年 六月二〇日条例第三二号	
昭和四九年 四月二六日条例第四三号	
昭和四九年 七月二二日条例第五四号	
昭和五〇年 三月一二日条例第二七号	
昭和五一年 三月三〇日条例第三一号	
昭和五一年一二月二四日条例第七〇号	
昭和五三年 三月三一日条例第一六号	
昭和五四年 三月一五日条例第二三号	
昭和五四年一〇月一八日条例第四六号	
昭和五五年 三月二九日条例第二七号	
昭和五六年 三月三〇日条例第一八号	
昭和五六年一〇月一三日条例第四六号	
昭和五七年 三月二七日条例第三三号	
昭和五八年 三月 九日条例第一八号	
昭和五九年 三月三〇日条例第一七号	
昭和五九年 八月一〇日条例第三三号	
昭和六〇年 三月二九日条例第二五号	
昭和六一年 三月二六日条例第二六号	
昭和六一年一〇月一七日条例第六一号	
昭和六二年 三月一三日条例第一七号	
昭和六三年 三月二八日条例第二二号	
平成 元年 三月二九日条例第四一号	
平成 三年 三月一五日条例第一七号	
平成 四年 三月三〇日条例第三六号	
平成 五年 三月三〇日条例第一九号	
平成 六年 三月三一日条例第二七号	
平成 七年 三月二〇日条例第二二号	
平成 八年 三月二九日条例第一〇号	
平成 九年 三月二八日条例第三九号	
平成一一年 三月一六日条例第二五号	
平成一一年一二月二四日条例第六七号	
平成一二年 三月二四日条例第四三号	
平成一三年 三月二七日条例第三七号	
平成一四年 三月二九日条例第三四号	
平成一四年一二月二四日条例第八五号	
平成一五年 三月一八日条例第四六号	
平成一五年 七月一五日条例第七二号	
平成一六年 八月 三日条例第四七号	
平成一七年 三月二九日条例第六四号	
平成二四年一二月二五日条例第七一号	
平成二六年 三月二七日条例第二号	
平成三〇年 三月三〇日条例第二三号	
平成三一年 三月一九日条例第二号	
令和 七年 二月 七日条例第二号	
埼玉県都市公園条例をここに公布する。	
埼玉県都市公園条例	

(趣旨)

第一条 この条例は、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)及び法に基づく命令で定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十三条第一項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準について定めるものとする。

(都市公園の設置基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。
- 二 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、県民が容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とすること。
- 三 前二号に掲げる都市公園以外の都市公園であつて、規則で定めるものは、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる配置及び敷地面積とすること。

(公園施設の設置基準)

第一条の三 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

(公園施設の設置基準の特例)

第一条の四 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下この条及び次条において「政令」という。)第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。

- 2 政令第六条第六項の認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設(法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下この項において同じ。)である建築物(政令第六条第一項各号に規定する建築物を除く。)を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十(前項の建築物と併せて設ける場合にあっては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の十から控除して得た割合)を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。
- 3 政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十(前二項の規定による建築物と併せて設ける場合にあっては、当該建築物の当該都市公園の敷地面積に対する割合のうち前二項の規定により前条に規定する割合を超える部分の割合を、百分の二十から控除して得た割合)を限度として前条に規定する割合を超えることができることとする。
- 4 政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前三項に規定する割合を超えることができることとする。
- 5 政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前四項に規定する割合を超えることができることとする。

(運動施設に関する制限)

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

(都市公園移動等円滑化基準)

第一条の六 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項の都市公園移動等円滑化基準は、別表第一に掲げるもののほか、埼玉県福祉のまちづくり条例(平成七年埼玉県条例第十一号)第十二条に規定する整備基準(公園に係る部分に限る。)をもつて都市公園移動等円滑化基準とみなす。

- 2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の基準によらないことができるものとする。この場合においては、高齢者、障害者等が円滑に移動等を行えるようできる限り配慮するものとする。

(許可申請書の記載事項)

第二条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公園施設を設置しようとする場合

- イ 設置の目的
- ロ 公園施設の種類
- ハ 設置の期間
- ニ 設置の場所及び面積
- ホ 公園施設の構造
- ヘ 公園施設の管理の方法
- ト 工事実施の方法
- チ 工事の着手及び完了の時期
- リ 都市公園の復旧方法
- ヌ その他知事が指示する事項

二 公園施設を管理しようとする場合

- イ 管理の目的
- ロ 管理する公園施設
- ハ 管理の期間
- ニ 管理の方法
- ホ その他知事が指示する事項

三 許可を受けた事項を変更しようとする場合

当該変更に係る事項

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 占用物件の種類
- 二 占用の面積
- 三 占用物件の管理の方法
- 四 工事実施の方法
- 五 工事の着手及び完了の時期
- 六 都市公園の復旧方法
- 七 その他知事が指示する事項

3 法第五条第一項又は法第六条第二項若しくは第三項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
(占用許可の軽易な変更)

第三条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- 二 占用物件の構造を変えない修繕
- 三 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第四条 法第二十七条第五項の規定による公示は、保管後速やかに行わなければならない。

2 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 次条各号に掲げる事項を、公示の日から十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。

3 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
(工作物等を保管した場合の公示事項)

第五条 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等の価額の評価の方法)

第六条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第七条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(行為の禁止)

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

(行為の許可)

第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

2 前項の許可は、当該許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 都市公園の管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他都市公園の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る行為について条件を付することができる。

(利用の許可)

第十条 別表第一の二に掲げる公園施設で県が設置したものを利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

3 知事は、第一項に規定する公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第十一条 第九条第一項又は前条第一項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第十二条 知事は、都市公園の利用者の遵守事項を定め、及び都市公園の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第十三条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は都市公園の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る行為若しくは利用の条件を変更し、若しくは行為若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第八条又は第十一条の規定に違反したとき。

二 不正な手段によつて第九条第一項又は第十条第一項の許可を受けたとき。

三 第九条第三項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

四 第十七条又は第二十九条の規定に違反したとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第十四条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに都市公園を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、行為若しくは利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十五条 都市公園の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に都市公園を損傷し、又は都市公園の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十六条 知事は、都市公園内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、都市公園からの退去を命ずることができる。

(使用料の納付)

第十七条 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納期限までに納付しなければならない。

2 第九条第一項の許可(知事の許可に限る。)を受けた者は、別表第三に定める範囲内において規則で定める額の使用料を納期限までに納付しなければならない。

3 第十条第一項の許可(知事の許可に限る。)を受けた者は、別表第一の二に定める範囲内において規則で定める額の使用料を納期限までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第十八条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十九条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

一 都市公園の管理上特に必要があるため、知事が行為又は利用の許可を取り消したとき。

二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。

三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに行為又は利用の許可の取消しの申出を行い、当該行為又は利用の許可の取消しを受けたとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第二十条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第二十一条 第二条から第十九条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第二十二条 知事は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、都市公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 都市公園の設置の目的を達成するために必要な業務

二 都市公園(設備及び物品を含む。以下同じ。)の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第九条、第十条、第十二条及び第十三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第二十三条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 県民の平等な都市公園の利用を確保することができること。
 - 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に都市公園の運営を行うことができること。
 - 三 都市公園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
 - 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
 - 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。
- (指定管理者の公表等)

第二十四条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。
- (管理の基準等)

第二十五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に都市公園の運営を行うこと。
 - 二 都市公園の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の適正を期するため必要な事項
- (指定の取消し等)

第二十六条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
 - 二 第二十三条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
 - 3 第二十四条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。
- (指定管理者による都市公園の現状変更等)

第二十七条 指定管理者は、公園施設で県が設置したものの改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなつた都市公園を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。
- (利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十八条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に第九条第一項又は第十条第一項の許可を受けて行う都市公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一の二及び別表第三に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
- (利用料金の納付)

第二十九条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第三十条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第三十一条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- 一 都市公園の管理上特に必要があるため、行為又は利用の許可を取り消したとき。
 - 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、都市公園を利用することができないとき。
 - 三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、規則で定める日までに行為又は利用の許可の取消しの申出を行い、当該行為又は利用の許可の取消しを受けたとき。
- (委任)

第三十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。

- 一 第八条(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- 二 第九条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第十条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定に違反して公園施設を利用した者

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、昭和三十六年十月十五日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 次に掲げる条例(以下「旧条例」という。)は、廃止する。

一 埼玉県営公園の設置及び管理に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第十三号)

二 埼玉県営公園の使用に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第二十六号)

(経過規定)

3 この条例施行の際、都市公園に関し、旧条例の規定に基づいて申請し、又は許可若しくは承認を受けた者は、この条例の各相当規定により申請し、又は許可を受けた者とみなす。

4 法第五条第二項の許可、第六条第一項若しくは第三項の許可(競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物に係るものに限る。)又は第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて秩父公園を使用する者に係る使用料は、当該許可に係る使用が平成三年四月一日から平成十三年三月三十一日までに行われる場合に限り、第十四条第一項の規定にかかわらず、別表第二第一号から第四号までに掲げる額の半額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、当該許可に係る使用の期間(当該許可に係る使用が既にされた許可に係る使用に引き続き行われる場合にあっては、既にされた許可に係る使用の期間を含む。)が五年を超える場合における当該五年を超える期間に係る使用料については、この限りでない。

5 第十四条第三項の規定は、前項の規定による使用料の額の算定について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「附則第四項」と読み替えるものとする。

附 則(昭和三十九年十二月十七日条例第九十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十年十月十一日条例第五十一号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 戸田モーターボート競走場使用条例(昭和三十九年埼玉県条例第五十四号)は、廃止する。

附 則(昭和四十二年九月十六日条例第四十六号)

この条例は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年三月十五日条例第二十五号)

この条例は、昭和四十六年六月一日から施行する。

附 則(昭和四十七年三月三十日条例第十四号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和四十七年四月規則第三十九号で、同四十七年五月一日から施行)

附 則(昭和四十七年六月二十日条例第三十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年四月二十六日条例第四十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年七月二十二日条例第五十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十年三月十二日条例第二十七号)

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十一年三月三十日条例第三十一号)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現になされている都市公園の占用に係る都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項の規定による許可を受けた者は、この条例の施行の際に同項の規定による許可を受けた者とみなし、改正後の埼玉県都市公園条例第十四条及び別表第二の規定を適用する。この場合において、この条例の施行の際に同項の規定による許可を受けた者に係る都市公園の占用の期間は、この条例の施行の日からこの条例の施行の際現になされている都市公園の占用の期間の満了する日までとする。

附 則(昭和五十一年十二月二十四日条例第七十号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定中「二千元」を「一万円」に改める部分の規定は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に県が設置している都市公園については、この条例の施行後も、なお都市公園として設置されているものとする。

3 知事は、この条例の施行の日から三月以内に、前項の都市公園の名称、位置及び区域を告示しなければならない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十三年三月三十一日条例第十六号)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十四年三月十五日条例第二十三号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十四条に一項を加える改正規定中上尾運動公園水泳場に係る部分及び第十五条の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。(昭和五十四年五月規則第五十二号で、同五十四年六月三十日から施行)

附 則(昭和五十四年十月十八日条例第四十六号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中しらこばと公園の項に係る部分は、昭和五十四年十二月二十五日から施行する。

附 則(昭和五十五年三月二十九日条例第二十七号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、昭和五十五年五月五日から施行する。

一 第十条第一号及び第十四条第二項の改正規定中子ども動物自然公園の施設に係る部分並びに同条第三項の改正規定中大宮公園管理棟に備付けの衣類等保管具に係る部分

二 別表第一の改正規定中大宮公園の項に係る部分及びしらこばと公園の項の次に項を加える部分

三 別表第二第一号及び第二号の改正規定中所沢航空記念公園及びこども動物自然公園に係る部分並びに同表第五号タの次にレ及びソを加える改正規定(ソを加える部分にあつては、大宮公園管理棟に備付けの衣類等保管具に係る部分に限る。)

(経過措置)

- 2 昭和五十五年四月一日(以下「施行日」という。)前に提出された申請書に基づいて改正後の別表第二第五号ハ(1)、ニ(1)、ホ、ヘ(1)、ト、チ、リ(1)、又(1)、ル(1)、ワ、カ及びソに規定する施設について施行日以後にされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十六年三月三十日条例第十八号)

この条例は、昭和五十六年四月二十日から施行する。

附 則(昭和五十六年十月十三日条例第四十六号)

この条例は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

附 則(昭和五十七年三月二十七日条例第三十三号)

- 1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、吉見総合運動公園の公園施設中、野球場及び庭球場に関する改正規定は昭和五十七年五月一日から、ゴルフ場、ゲートボール場、集会室及び備品に関する改正規定は規則で定める日から施行する。(昭和五十七年七月規則第六十号で、同五十七年十月一日から施行)

- 2 昭和五十七年四月一日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号ハ(1)、ニ(1)、ホ、ヘ(1)、ト、チ及びル(1)に規定する施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十八年三月九日条例第十八号)

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項の改正規定、別表第一の改正規定、別表第二第一号の表の改正規定中羽生水郷公園に係る部分、別表第二第五号ワ(1)の表及び同号タの表の改正規定中大宮公園水泳場に係る部分並びに別表第二第五号ソの表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

規則で定める日は、昭和五十八年八月規則第五十八号により、次のとおりとする。

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(昭和五十八年埼玉県条例第十八号)附則第一項ただし書きに規定する規則で定める日は、同条例別表第二第五号ワ(1)の表及び同号タの表の改正規定中大宮公園水泳場に係る部分については昭和五十八年八月十七日とし、同条例第十四条第二項の改正規定、別表第一の改正規定、別表第二第一号の表の改正規定中羽生水郷公園に係る部分及び別表第二第五号ソの表を加える改正規定については昭和五十八年十月二日とする。

- 2 昭和五十八年四月一日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号ヲ(1)、ヨ、タ、ツ(2)、ネ及びラに規定する施設等の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和五十九年三月三十日条例第十七号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一所沢航空記念公園の項の改正規定及び別表第二第五号ニ(1)の表の改正規定中所沢航空記念公園野球場に係る部分は、規則で定める日から施行する。(昭和五十九年七月規則第四十九号で、同五十九年八月一日から施行)

附 則(昭和五十九年八月十日条例第三十三号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和五十九年八月規則第五十三号で、同五十九年八月十七日から施行)

附 則(昭和六十年三月二十九日条例第二十五号)

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表第一所沢航空記念公園の項の改正規定及び別表第二第五号ハの改正規定中所沢航空記念公園運動場に係る部分は、規則で定める日から施行する。(昭和六十年七月規則第四十七号で、同六十年八月一日から施行)

- 2 昭和六十年四月一日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、ル及びツに規定する施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和六十一年三月二十六日条例第二十六号)

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十一年十月十七日条例第六十一号)

- 1 この条例は、昭和六十一年十一月十五日から施行する。ただし、別表第二第五号リに規定する施設(吉見総合運動公園のゴルフ場に限る。)に係る改正規定は、同月一日から施行する。

- 2 昭和六十一年十一月一日から同年十二月三十一日までの間における吉見総合運動公園のゴルフ場の使用に係る使用料の額は、改正前の別表第二第五号リに規定する額とする。

附 則(昭和六十二年三月十三日条例第十七号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年三月二十八日条例第二十二号)

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、規則で定める日から施行する。

一 第十四条第二項の改正規定中川越公園水泳場に係る部分

二 別表第一の改正規定中荒川大麻生公園の項の次に項を加える部分及び同表備考の改正規定中川越公園の駐車場の有料公園施設としての期間に係る部分

三 別表第二第五号ト、又及びワ(2)の改正規定中川越公園の施設に係る部分並びに同号ラの改正規定中同公園の水泳場に備付けの衣類等保管具に係る部分

規則で定める日は、昭和六十三年六月規則第四十五号により、次のとおりとする。

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(昭和六十三年埼玉県条例第二十二号)附則第一項ただし書に規定する規定(別表第一の改正規定中荒川大麻生公園の項の次に項を加える部分のうち庭球場、ゲートボール場及びアイススケート場に係る部分並びに別表第二第五号ト及びマの改正規定中川越公園の施設に係る部分を除く。)の施行期日は、昭和六十三年七月二日とする。

規則で定める日は、昭和六十三年九月規則第七十九号により、次のとおりとする。

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(昭和六十三年埼玉県条例第二十二号)附則第一項ただし書に規定する規定中次の各号に掲げる部分の施行期日は、当該各号に定める日とする。

- 一 別表第一の改正規定中荒川大麻生公園の項の次に項を加える部分のうち庭球場に係る部分及び別表第二第五号トの改正規定中川越公園の施設に係る部分 昭和六十三年十月二十五日
 - 二 別表第一の改正規定中荒川大麻生公園の項の次に項を加える部分のうちアイススケート場に係る部分 昭和六十三年十一月十四日規則で定める日は、平成元年一月規則第三号により、次のとおりとする。
埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(昭和六十三年埼玉県条例第二十二号)附則第一項ただし書に規定する規定(別表第一の改正規定中荒川大麻生公園の項の次に項を加える部分のうちゲートボール場に係る部分及び別表第二第五号ヌの改正規定中川越公園の施設に係る部分に限る。)の施行期日は、平成元年三月一日とする。
- 2 昭和六十三年四月一日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号タ、ネ及びラに掲げる施設等の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成元年三月二十九日条例第四十一号)
- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、ヌ、ル、ヲ、ヨ、タ、ツ、ネ及びラに掲げる施設等の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成三年三月十五日条例第十七号)
- この条例中第一条の規定は平成三年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。(平成三年七月規則第五十三号で、同三年七月二十三日から施行)
- 附 則(平成四年三月三十日条例第三十六号)
- この条例中第一条の規定は平成四年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。(平成四年六月規則第五十八号で、同四年七月四日から施行。ただし、第二条中別表第二第五号ニ(1)の表及び同号タ(1)の表の改正規定は、平成四年七月十四日から施行)
- 附 則(平成五年三月三十日条例第十九号)
- 1 この条例中第一条の規定は平成五年四月一日から、第二条の規定は同月三日から施行する。
 - 2 平成五年四月一日前の申請に基づく第一条の規定による改正後の別表第二第五号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ(2)、ル、ヲ、ヨ、タ(1)、ツ、ネ(2)及びラに規定する施設等の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成六年三月三十一日条例第二十七号)
- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第二第五号チの表の改正規定は、同年七月一日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号ヨに規定する公園施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成七年三月二十日条例第二十二号)
- この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第二第五号チの表の改正規定は同年七月一日から、別表第一及び別表第二第五号ニ(1)の表の改正規定は規則で定める日から施行する。(平成七年七月規則第五十五号で、同七年八月一日から施行)
- 附 則(平成八年三月二十九日条例第十号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第二第五号ヌ(1)の表の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。
- 規則で定める日は、平成八年四月規則第三十号により、次のとおりとする。
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(平成八年埼玉県条例第十号)(別表第一にみさと公園の項を加える改正規定及び別表第二第五号ラウの表の改正規定に限る。)の施行期日は、平成八年四月二十三日とする。
- 規則で定める日は、平成八年七月規則第五十四号により、次のとおりとする。
- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(平成八年埼玉県条例第十号)(別表第一吉川公園の項の改正規定及び別表第二第五号ハ(1)の表の改正規定に限る。)の施行期日は、平成八年八月一日とする。
- 附 則(平成九年三月二十八日条例第三十九号)
- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前の申請に基づく改正後の別表第二第五号ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ(1)、ヨ、タ、ツ、ネ、ラ及びムに掲げる施設等の使用の許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 附 則(平成十一年三月十六日条例第二十五号)
- この条例は、規則で定める日から施行する。(平成十一年五月規則第五十八号で、同十一年六月十三日から施行)
- 附 則(平成十一年十二月二十四日条例第六十七号)
- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則(平成十二年三月二十四日条例第四十三号)
- この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則(平成十三年三月二十七日条例第三十七号)
- この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項の改正規定、別表第一に埼玉スタジアム2002公園の項を加える改正規定、同表第二第二号の表の改正規定(売店の項及び飲食店の項を改める部分に限る。)、別表第二第四号の表の改正規定及び別表第二第五号中ムをウとし、ラをムとし、ナの次にラを加える改正規定は、規則で定める日から施行する。(平成十三年九月規則第八十四号で、同十三年十月十二日から施行)
- 附 則(平成十四年三月二十九日条例第三十四号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第二号の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。(平成十四年八月規則第九十八号で、同十四年九月一日から施行)
 - 2 改正後の第十七条第二項の規定は、平成十四年二月一日以後の許可に係る使用料から適用する。
- 附 則(平成十四年十二月二十四日条例第八十五号)
- この条例は、平成十五年一月一日から施行する。
- 附 則(平成十五年三月十八日条例第四十六号)
- この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中熊谷スポーツ文化公園及び埼玉スタジアム2002公園に係る部分(グラウンドに係る部分に限る。)並びに別表第二第五号の改正規定中熊谷スポーツ文化公園に係る部分、ラに(6)を加える部分及びナ

次にラを加える部分は、規則で定める日から施行する。

規則で定める日は、平成十五年四月規則第百号により、次のとおりとする。

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十五年埼玉県条例第四十六号)附則ただし書に規定する規定(別表第一の改正規定中埼玉スタジアム2002公園に係る部分及び別表第二第五号の改正規定中ラに(6)を加える部分(第二グラウンドに係る部分に限る。))に限る。)の施行期日は、平成十五年五月一日とする。

規則で定める日は、平成十五年七月規則第百十号により、次のとおりとする。

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十五年埼玉県条例第四十六号)附則ただし書に規定する規定(別表第一の改正規定中熊谷スポーツ文化公園に係る部分並びに別表第二第五号の改正規定中熊谷スポーツ文化公園に係る部分及びナの次にラを加える部分に限る。))の施行期日は、平成十五年七月二十日とする。

規則で定める日は、平成十五年九月規則第百十六号により、次のとおりとする。

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例(平成十五年埼玉県条例第四十六号)附則ただし書に規定する規定(別表第二第五号の改正規定中ラに(6)を加える部分(第三グラウンドに係る部分に限る。))に限る。)の施行期日は、平成十五年十月一日とする。

附 則(平成十五年七月十五日条例第七十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年八月三日条例第四十七号)

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別表第二第五号ムに(3)を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成十七年三月規則第十一号で、同十七年四月一日から施行)

附 則(平成十七年三月二十九日条例第六十四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び次項の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成十七年四月一日

(準備行為)

2 第三条の規定による改正後の埼玉県都市公園条例(以下「新条例」という。)第二十二条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))前においても、新条例第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新条例第二十九条から第三十一条までの規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

4 指定管理者に都市公園の管理を行わせるときは、施行日前に第三条の規定による改正前の埼玉県都市公園条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。))又は知事に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。))は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二十四年十二月二十五日条例第七十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。))は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。))の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十年三月三十日条例第二十三号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。))は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。))の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和七年二月七日条例第二号)

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

別表第一（第一条の六関係）

一 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。第四号ロ(6)において「政令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場をいう。）を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げるとおりとすること。

イ 通路

（１）幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅を縮小することができる。

（２）車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

ハ 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）には、手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 次号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる基準に適合する特定公園施設及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場のうちそれぞれ一以上並びに修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものに接続していること。

二 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げるとおりとすること。

イ 出入口

（１）幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅を縮小することができる。

（２）車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（３）（２）ただし書の規定により段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ロ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

三 休憩所及び管理事務所

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合における当該休憩所のうち一以上及び管理事務所は、次に掲げるとおりとすること。

イ 出入口は、前号イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合するものであること。

ロ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

（１）幅は、規則で定める幅以上とすること。

（２）高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ニ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ホ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第六号ロからホまでに掲げる基準に適合するものであること。

四 野外劇場及び野外音楽堂

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げるとおりとすること。

イ 出入口は、第二号イ(1)から(3)までに掲げる基準に適合するものであること。

ロ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（ハにおいて「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げるとおりとすること。

（１）幅は、規則で定める幅以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該幅を縮小することができる。

（２）車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（３）（２）ただし書の規定により段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

（４）縦断勾配及び横断勾配は、規則で定める値以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、規則で定めるところにより、当該勾配の値を超える値とすることができる。

（５）路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

（６）高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（政令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十二條第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

ハ 規則で定める収容定員の規模に応じて、規則で定める数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。この場合において、当該車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げるとおりとすること。

（１）幅及び奥行きは、規則で定める幅及び奥行き以上であること。

（２）車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

（３）車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

- ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第六号口からホまでに掲げる基準に適合するものであること。

五 駐車場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。口において同じ。）は、次に掲げるとおりとすること。

イ 幅は、規則で定める幅以上とすること。

ロ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

六 便所

イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げるとおりとすること。

（１）床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

（２）男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが規則で定める高さ以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

（３）（２）の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

ロ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、イに掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

（１）便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

（２）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

ハ ロ（１）の便房が設けられた便所は、次に掲げるとおりとすること。

（１）出入口

（一）幅は、規則で定める幅以上とすること。

（二）車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（三）（二）ただし書の規定により段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

（四）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

（五）戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げるとおりとすること。

（イ）幅は、規則で定める幅以上とすること。

（ロ）高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

（２）車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ニ ロ（１）の便房は、次に掲げるとおりとすること。

（１）出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

（２）出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

（３）腰掛便座及び手すりが設けられていること。

（４）高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

（５）ハ（１）（一）及び（五）並びに（２）に掲げる基準に適合するものであること。

ホ ロ（２）の便所は、ハ（１）（一）から（三）まで及び（五）並びに（２）並びにニ（２）から（４）までに掲げる基準に適合するものであること。

七 水飲場及び手洗場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

別表第一の二(第十条、第十七条、第二十八条関係)

公園施設の種類		単位		金額
		数量	期間	
園路及び広場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)		一平方メートル	一時間	五円以下
運動施設	サッカー場(観覧席を附置するものに限る。)	一箇所	一時間	六一九、四〇五円以下
	野球場、陸上競技場、ラグビー場、ソフトボール場及び双輪場(観覧席を附置するものに限る。)	一箇所	一時間	八、九二五円以下
	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、運動場及びソフトボール場(観覧席を附置しないものに限る。)	一箇所	一時間	二、〇四四円以下
	屋内運動場及び体育館	一箇所	一時間	七、三六九円以下
	テニスコート	一箇所	一時間	一、五七二円以下
	水泳競技場	一箇所	一時間	一〇、六〇三円以下
	漕艇場(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)	一箇所	一時間	二、三六〇円以下
	その他の運動施設	一箇所	一時間	一二、五七二円以下
	音楽堂及び野外ステージ	一箇所	一時間	八、二四九円以下
教養施設	茶室	一箇所	一時間	二、六四〇円以下
便益施設(駐車場に限る。)		一箇所	一時間	四八八円以下
管理施設(第九条第一項の許可を受けた場合に限る。)及び集会所		一平方メートル	一時間	一八円以下

備考

- 一 一箇所とは、運動施設、教養施設又は便益施設としての利用に供する最小の単位をいう。
- 二 運動施設又は教養施設(表に掲げるもののほか、動物園、水族館及び陳列館を含む。)を個人利用(個人が当該施設を第十条第一項の規定による許可を受けて、他の利用権利者と共に利用することをいう。)させる場合は、表の金額にかかわらず、一人一回当たり千百八十三円を上限とする。
- 三 県外に住所を有する者が利用する場合は、表の金額に、それぞれ当該金額の百分の六十に相当する額を加えた額を上限とする。
- 四 駐車場を道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する大型特殊自動車又は乗合型自動車(同条に規定する普通自動車のうち、乗車定員十一人以上のものをいう。)により利用する場合は、表の金額にかかわらず、二千九百二十四円を上限とする。
- 五 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額を徴収することができる。

別表第二（第十七条関係）

一 公園施設を設け、又は管理する場合

種類	単位		金額
	数量	期間	
土地	一平方メートル	一月	九三五円
公園施設	一平方メートル	一月	三、四一七円

- 備考
- 一 公園施設の面積が一平方メートル未満であるとき、又はその面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。
 - 二 公園施設を設け、又は管理する期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月を三十日として日割計算するものとする。
 - 三 公園施設を設ける期間が一月未満であるときの金額は、金額の欄に掲げる額に百分の百十を乗じて得た額とする。

二 都市公園を占用する場合

占用物件の種類		単位		金額
		数量	期間	
電柱(支柱及び支線は、それぞれ一本とする。)		一本	一月	六八円
電線		一メートル	一月	二一円
鉄塔		一基	一月	一七〇円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		一平方メートル	一月	一七〇円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		一平方メートル	一月	三五円
郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所		一箇所	一月	九〇円
非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物		一平方メートル	一月	一四円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	入場料又はこれに類するものを徴収する場合	一平方メートル	一月	二一五円
	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	一平方メートル	一月	一〇四円
前記以外の地上又は地下の占用物件		一平方メートル	一月	五六円

- 備考
- 一 占用する長さが一メートル未満であるとき、又はその長さに一メートル未満の端数があるときは、一メートルとして計算するものとする。
 - 二 占用する面積が一平方メートル未満であるとき、又はその面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。
 - 三 占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月を三十日として日割計算するものとする。
 - 四 占用の期間が一月未満であるときの金額は、金額の欄に掲げる額に百分の百十を乗じて得た額とする。

別表第三（第十七条、第二十八条関係）

第九条第一項各号に掲げる行為の種類		単位		金額
		数量	期間	
第一号の物品の販売、興行その他の営業行為		一平方メートル	一時間	四円以下
第三号の撮影	写真の撮影	一件	一時間	一六、五〇〇円以下
	映画等の撮影	一件	一時間	三三、〇〇〇円以下
第四号の競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し		一平方メートル	一時間	三円以下
第六号の広告物の表示	大型映像装置による広告	一件	三〇秒	一五、〇八七円以下
	その他の広告	表示面積一平方メートル	一時間	五三五円以下

備考

- 一 県外に住所を有する者が行為をする場合は、表の金額に、それぞれ当該金額の百分の六十に相当する額を加えた額を上限とする。
- 二 第九条第一項第一号及び第四号に掲げる行為をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総収入額の百分の十三・二に相当する額又は十万九千八百七十五円のいずれか高い額を上限とする。
- 三 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額を徴収することができる。
- 四 双輪場において、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）に基づく自転車競技を行う場合は、表の金額にかかわらず、一開催ごとに勝者投票券売上金額の百分の五・二八（通信回線を経由した電話機その他の端末機器による勝者投票券売上金額にあつては、百分の二・六四）に相当する額を上限とする。
- 五 自転車競技法に基づく場外車券売場として双輪場を利用する場合は、表の金額にかかわらず、一開催ごとに当該場外車券売場における勝者投票券売上金額の百分の二・六四に相当する額を上限とする。
- 六 漕艇場において、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）に基づくモーターボート競技を行う場合は、表の金額にかかわらず、一開催ごとに勝舟投票券売上金額（通信回線を経由した電話機その他の端末機器による勝舟投票券売上金額を含む。）の千分の十・五六に相当する額を上限とする。